

# 第47回全国育樹祭実施計画策定等業務 仕様書

## 1 業務の目的

令和6年秋に福井県で第47回全国育樹祭を開催するため、式典の内容や進行方法を盛り込んだ実施計画を策定し、また、第46回全国育樹祭次期開催地知事挨拶映像作成等を行うことを目的とする。

## 2 業務の内容

### (1) 実施計画の策定

「第47回全国育樹祭基本計画」を踏まえ、お手入れ・式典行事および併催・記念行事等の内容や進行方法等の詳細な内容を盛り込んだ実施計画を策定する。

### (2) 関連映像の制作等

令和5年11月12日に茨城県で行われる第46回全国育樹祭の式典で使用する次期開催地知事挨拶映像の作成および第47回全国育樹祭の式典等で使用する映像の素材の撮影・収集を行う。

### (3) 概算経費の積算

実施計画に基づき、令和6年度における第47回全国育樹祭運営等業務（仮）に係る経費について積算する。

### (4) 成果物の納品

#### ア 納品物および期限

納品物	期限	提出方法
実施計画の原稿および使用した図等素材	令和6年3月29日（金）	電子データ （CDまたはDVD、2枚）
第46回全国育樹祭次期開催地知事挨拶映像 ※	素案： 令和5年9月25日（月） 最終版： 令和5年10月20日（金）	電子データ （CDまたはDVD、2枚）

※本映像は、令和5年11月12日に茨城県で行われる第46回全国育樹祭の式典で使用することから、上記期限までに素案を作成、提出すること。ただし、事務局が作成する知事挨拶文の調整が10月まで延長された場合は、それに合わせて制作期限も延長となる。

#### イ 提出先

第47回全国育樹祭福井県実行委員会（以下「実行委員会」という。）  
（福井県農林水産部森づくり課 全国育樹祭室内）

## 3 各業務の仕様

### (1) 実施計画の策定

実施計画に記載する項目は、おおむね下記ア～クのとおりとし、実行委員会との協議を行い決定する。成果物の納品については2（4）のとおりとする。

- ア 開催概要
- イ お手入れ行事計画（お手入れ行事概要、会場整備等）
- ウ 式典行事計画（式典行事の概要、アトラクション、式典会場整備、おもてなし広場等）
- エ 懇談会（歓迎レセプション）計画
- エ 併催行事計画（育林交流集会、全国緑の少年団活動発表大会）
- オ 記念行事計画（森林・林業・環境機械展示実演会、その他の記念行事）
- カ 運営計画（実施本部設置計画、参加者行動計画、受付計画、宿泊・輸送計画、警衛・警護計画、救護・衛生計画、消防・防災計画、雨天・荒天時等対応計画等）
- キ 広報・協賛計画（広報・PR、記録、協賛等）
- ク 開催準備計画（リハーサル計画、開催スケジュール等）

(2) 関連映像の制作等

業 務	仕 様
第46回全国育樹祭 次期開催地知事挨拶 映像（3分程度）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 映像の仕様               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 字幕入り（日本語）</li> <li>(2) ナレーションなし</li> <li>(3) BGMなし</li> <li>(4) ハイビジョン対応</li> </ul>               ※大型スクリーンに耐えられる画質とすること。             </li> <li>2 映像の構成               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 育樹祭の大会テーマ「育てよう 幸せ芽吹く緑の大地」や開催方針を踏まえた内容とする。</li> <li>(2) 映像は、次期開催地の紹介にふさわしい仕上がりとする。また、福井県の魅力が十分に表現され、映像を見ることで第47回全国育樹祭への関心が高まり、大会に参加したくなるような映像とすること。</li> <li>(3) 挨拶の構成は今後、事務局より提示する。</li> <li>(4) 映像素材は既存の静止画を中心として、原則として受託者側が準備すること。（素材の一部は事務局より提供）</li> </ul> </li> <li>3 映像制作の留意点               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企画に当たっては、事前に事務局と十分調整すること。</li> <li>(2) 台本、コンテンツ等は、事前に事務局に提出し、十分調整すること。事務局から修正等を求められた場合は、速やかに修正を行うこと。</li> <li>(3) 事務局との調整を経た台本に基づき、映像素材の調査・収集、撮影等を行い、完成させること。</li> <li>(4) 新規撮影する場合は、事前に撮影計画を作成し、撮影方針や対象等について事務局と調整すること。</li> </ul> </li> </ol>

	<p>また、あらかじめ関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続ほか必要な手続および一切の業務を行うこと。</p> <p>(5) 制作に必要な機材、備品および消耗品等は、受託者が用意すること。</p> <p>(6) 制作期間中、随時制作中の映像等を提出し、事務局と調整しながら、制作を進めること。</p> <p>(7) 事務局の立会いのもと、事前に試写を行い、事務局の承認を得た上で完成すること。なお、試写の結果、事務局が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。</p> <p>(8) 最終版の挨拶文に合わせた映像となるよう、事務局と調整の上、本編映像の必要な部分を切り出し、再構成または追加・修正すること。</p>
<p>第47回全国育樹祭の式典等で使用する映像の素材収集および撮影</p>	<p>1 映像素材の撮影および収集</p> <p>(1) 式典等で使用する映像素材の収集を行うこと。また、既存映像素材の活用が不可で、令和5年度中に新たに撮影が必要なものについて撮影を行うこと。</p> <p>(2) 撮影回数は3回程度とすること。</p> <p>2 映像撮影の留意点</p> <p>(1) 新規撮影する場合は、事前に撮影計画を作成し、撮影方針や対象等について事務局と調整すること。また、あらかじめ関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続ほか必要な手続および一切の業務を行うこと。</p>

### (3) 概算経費の積算

実施計画に基づく内容で第47回全国育樹祭を開催するために必要と想定される業務に係る経費について漏れなく計上すること。

## 4 実施上の留意点

- (1) 受託者は、本件委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、本契約の調整、準備、実施等あらゆる事項に係る支払業務を行うこと。また、それらに係る費用は委託料に含むものとする。
- (3) 本業務に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。
- (4) 本業務の履行に当たっては、最新の法令等を遵守すること。

## 5 著作権等

受託者は、受託業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

また、受託者は、成果物に係る全てについて、委託者の承諾を得ずに第三者に公表、貸与および使用させてはならない。

## 6 機密保持

- (1) 委託者および受託者は、本業務における「機密情報」は、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報および行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものとする。
  - ア 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物または電子文書・電磁的記録として提供される情報
  - イ 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの
- (2) 委託者および受託者は、別添「機密保持および個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

## 7 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（福井県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持および個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

## 8 資料等の貸与

- (1) 委託者は保有する行政資料等について、本業務に必要と認められる場合は受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された行政資料等が必要なくなった場合は、直ちに返却しなければならない。

## 9 書類の提出

- (1) 受託者は、委託契約書に定める書類のほか、委託者との協議等により指定された書類について提出しなければならない。
- (2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものについては、受託者において様式を定め、提出するものとする。

## 10 その他

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、ならびに定めのない事項については、委託者が協議のうえ定める。